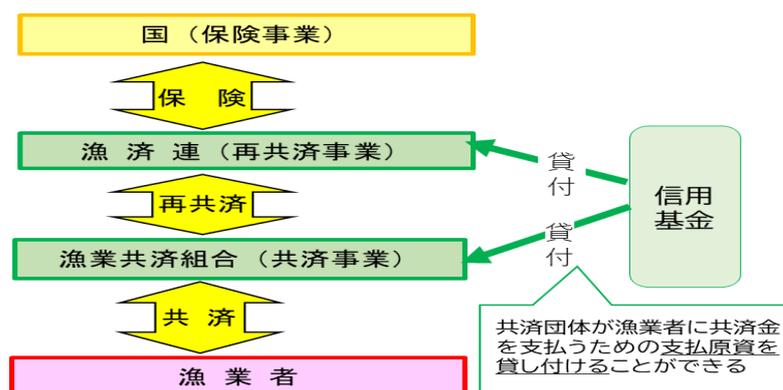


令和3年度における漁済連に対する貸付状況と 今後の貸付けの見通しについて

1. 漁業災害補償制度における信用基金の役割について

- (1) 漁業災害補償制度は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、中小漁業者の不慮の災害による漁獲金額の減少、養殖生物、養殖施設及び漁具等の損失を、漁業共済組合及び全国漁業共済組合連合会（以下「漁業共済団体」という。）が行う共済事業及び再共済事業並びに政府が行う保険事業により補填すること等により、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止と漁業経営の安定に資することを目的としている。
- (2) (独)農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の漁業災害補償関係業務は、漁業災害補償制度との関係では、漁業共済団体が共済金・再共済金の支払原資を民間金融機関から円滑に調達することが困難な場合に、その支払原資を貸し付けることによってセーフティネットとしての役割を果たしている。



2 漁済連に対する貸付状況について

- (1) 長引く不漁に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くの魚種で需要の減退や価格低迷が生じたことから、令和2年度以降漁業共済組合から漁業者への多額の共済金支払いが続いており、また、この共済金の支払いに対応するべき国の保険金が大きく不足していることから、農林漁業信用基金から全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）に対する貸付を行っている。
- (2) この貸付に対応する信用基金の手元資金（国および共済団体からの出資金）は、令和3年1月で払底し（図1）、その後は、貸付原資を金融機関から調達する（信用基金が民間金融機関から借り入れる）状況が続いている。

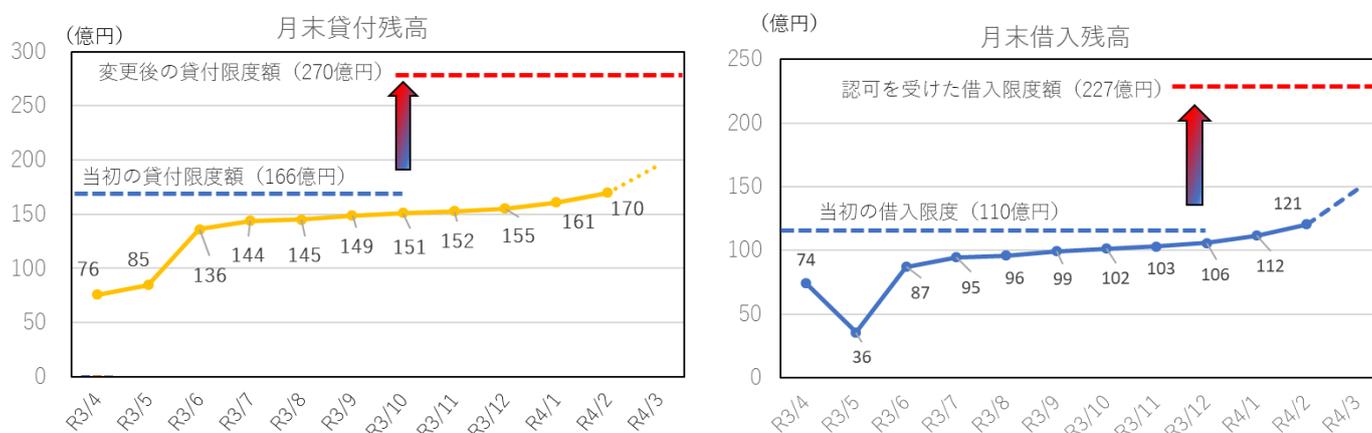
図 1 令和 2 年度の貸付状況と手元資金



3 令和 3 年度中の信用基金の対応について

- (1) ①漁済連に対する貸付金 および ②貸付原資を調達するため金融機関から信用基金が借り入れる借入金については、それぞれ、①信用基金業務方法書（貸付金）、②信用基金中期計画（借入金）において、限度額を定めているが、共済金支払いが多額に上ったため、令和 3 年度中にこれらの限度額を超過することが見込まれた。
- (2) このため、①信用基金業務方法書の改正（貸付限度額の引き上げ（上限 270 億円）に係る大臣認可申請、②中期計画に定めた借入限度額を超過する借入を行う（上限 227 億円）ことへの大臣認可申請）について、前回（9 月）運営委員会で審議等いただき、そのとおり令和 3 年 11 月 30 日付けで主務大臣認可を得たところである（図 2）。
 なお、両限度額とも、令和 3 年度及び令和 4 年度に限った変更としている。

図 2 令和 3 年度の信用基金の貸付・借入と限度額



注) いずれも令和 4 年 2 月、3 月は見込額

4. 今後の貸付けの見通し等について

- (1) 多岐にわたる漁業種類での不漁の継続、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等から、共済金の支払いは令和4年度も継続することが見込まれる。
- (2) 今後、状況によっては、変更後の業務方法書に規定する貸付限度額、及び大臣認可申請の借入限度額をさらに変更する必要も考えられることから、信用基金としては国の予算の状況や共済金の支払状況等を常に注視してまいりたい。
- (3) なお、信用基金は、令和3年4月から、信用基金から漁済連への貸付金利を「TIBORレート+0.35%」としている。

これは、民間金融機関から借りて漁済連に貸し付けることが継続することが見込まれる中、信用基金の貸付金利が、民間金融機関から信用基金が借り入れる金利と逆ざやにならないよう措置したものである。

この金利設定については、毎年検証し、年単位で適用することとしているが、直近1年間の金融機関の貸出コストを見ると、前年同期と同程度であることから、令和4年4月からも引き続き同じ貸付金利を適用することとする。

以上